

6 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

生活保護基準未滿の低所得世帯数の 推計について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護基準未満の低所得世帯数推計の概要、留意点

- 全国消費実態調査及び国民生活基礎調査の個票データを特別集計し、一定の仮定を置いて推計した。

平成16年全国消費実態調査(集計世帯数:55,093世帯)

平成19年国民生活基礎調査(集計世帯数:世帯票229,821世帯、所得票・貯蓄票23,513世帯)

- 生活保護基準は年齢別、世帯人員別、所在地域別に基準額が定められており、最低生活費は個々の世帯の状況によって異なる。このため、推計に当たっては、各調査の個票データから、個々の世帯の最低生活費を算定した。また、収入から税、社会保険料及び勤労控除を控除して認定所得を算定した。

※ただし、住宅扶助については家賃地代支出データが得られる全国消費実態調査のみ勘案した。また、実費を保障する医療扶助等については捨象した。

- その上で、最低生活費と認定所得とを比較し、認定所得が最低生活費を下回る世帯を生活保護基準未満の低所得世帯とした。

(留意点)

- 統計データからは、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は把握できず、推計には限界がある。
- また、生活保護の適用に当たっては、収入と保有する資産だけでなく、親族からの扶養、稼働能力の有無によって判定される。
- さらに、生活保護は申請に基づく開始を原則としており、「生活保護基準未満の低所得世帯数」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の数を表すものではない。

(推計方法)

1 平成16年全国消費実態調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

最低生活費1 = 生活扶助(第1類費、第2類費、老齢加算、母子加算、児童養育加算) + 教育扶助
最低生活費2 = 最低生活費1 + 住宅扶助

※保護基準は平成16年度基準。11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上。住宅扶助は特別基準額(注1)を上限に実際の家賃支出を計上。

(注1)住宅扶助特別基準は一般基準によりがたい場合に適用されるもので、都道府県・政令市・中核市毎に級地(市町村単位)別に基準額が定められている。

イ 認定所得の算定

認定所得(月額) = 年間収入(注2) / 12 - 所得税 - 社会保険料 - 勤労控除

(注2)「年間収入」とは、平成15年12月から16年11月までの1年間の年間収入(税込み)をいい、勤め先収入、事業収入、内職収入、財産収入、公的年金・恩給、企業年金・個人年金受取金、親族などからの仕送り金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注3)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、次の条件を両方とも満たす世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

① 貯蓄現在高(注4)が最低生活費1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)

② 住宅ローンがない(ローン付住宅を保有する世帯は当該住宅の活用が前提)

(注3)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注4)「貯蓄現在高」とは、平成16年11月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

低所得世帯率① = (1)のウの世帯数 / 総世帯数

低所得世帯率② = (1)のエの世帯数 / 総世帯数

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成16年7月1日現在の推計世帯数である。

保護世帯比① = 被保護世帯数 / (被保護世帯数 + (1)のウの世帯数)

保護世帯比② = 被保護世帯数 / (被保護世帯数 + (1)のエの世帯数)

2 平成19年国民生活基礎調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

$$\text{最低生活費} = \text{生活扶助(第1類費、第2類費、母子加算、児童養育加算)} + \text{教育扶助} + \text{高等学校等就学費}$$

※保護基準は平成18年度基準(所得データが前年所得のため)。

11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上

イ 認定所得の算定

$$\text{認定所得(月額)} = (\text{年間所得(注5)} - \text{年間所得税} - \text{年間社会保険料}) / 12 - \text{勤労控除}$$

(注5)「年間所得」とは、平成18年1月から12月までの1年間の所得(税込み)をいい、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、財産所得、社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注6)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、貯蓄現在高(注7)が最低生活費の1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)の世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

(注6)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注7)「貯蓄現在高」とは、平成19年6月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・個人年金保険等の掛金の払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

※国民生活基礎調査では住宅ローンの有無は不明

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

$$\text{低所得世帯率①} = (1) \text{のウの世帯数} / \text{総世帯数}$$

$$\text{低所得世帯率②} = (1) \text{のエの世帯数} / \text{総世帯数}$$

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成19年7月1日現在の推計世帯数である。

$$\text{保護世帯比①} = \text{被保護世帯数} / (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のウの世帯数})$$

$$\text{保護世帯比②} = \text{被保護世帯数} / (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のエの世帯数})$$

調査結果概要

- 平成16年全国消費実態調査による推計結果のほうが、平成19年国民生活基礎調査による推計結果よりも低所得世帯率は小さく、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は大きい傾向がみられる。これは、前者のほうが後者よりも世帯当たりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる(いわゆる「統計のクセ」 ※両調査の比較については11頁参照)。

	平均年間収入	第1-5分位の境界値	平均貯蓄現在高
平成16年度全国消費実態調査	598万円	287万円	1,425万円
平成19年度国民生活基礎調査	567万円	214万円	1,143万円

- また、保護世帯比の推計に当たり、生活保護基準未満の世帯は全て生活保護を受給していないと仮定している(注)。

このため、低所得世帯に被保護世帯が含まれている場合には、保護世帯比は過小評価されることとなる。

(注) 年間収入には生活保護費を含めた社会保障給付費が含まれる。ただし、収入額から生活保護費を分離することが不可能であり、個票データから生活保護受給の有無を判定できない。

	低所得世帯率		低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)	
	所得のみ	資産※1を考慮	所得のみ	資産※1を考慮
H16全国消費実態調査 最低生活費1 (生活扶助+教育扶助)	4.9 %	0.3 %	29.6 %	87.4 %
H16全国消費実態調査 最低生活費2 (最低生活費1+住宅扶助)	6.7	0.7	23.8	75.8
H19国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助+高等学校等 就学費※2)	12.4	4.8	15.3	32.1

※1 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額は含まれない。また、親族からの扶養や稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしていても、生活保護は申請に基づいた制度であることから、今回の調査から得られた「保護世帯比」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の割合を表すものではない(2ページ参照)。

※2 高等学校等就学費は平成17年度に創設された。

1 全国消費実態調査(最低生活費1)

- 収入が最低生活費1(生活扶助、教育扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約231万世帯(4.9%)、資産を考慮した場合、約14万世帯(0.3%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で48.4%、資産を考慮した場合で7.5%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で29.6%、資産を考慮した場合で87.4%と推定される。

	全世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	231	14	97	4.9	0.3	29.6	87.4
単身世帯	1,307	97	5	71	7.4	0.4	42.3	93.5
高齢者世帯	474	51	3	38	10.7	0.6	42.6	92.7
その他の世帯	833	47	2	34	5.6	0.2	42.1	94.3
2人以上世帯	3,367	133	9	26	4.0	0.3	16.1	74.1
高齢者世帯	416	12	0.4	5	2.9	0.1	28.1	92.3
母子世帯	33	16	2	8	48.4	7.5	34.1	77.0
その他の世帯	2,918	106	6	13	3.6	0.2	10.8	67.5

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

2 全国消費実態調査(最低生活費2)

- 収入が最低生活費2(最低生活費1+住宅扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約311万世帯(6.7%)、資産を考慮した場合、約31万世帯(0.7%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で55.5%、資産を考慮した場合で11.6%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で23.8%、資産を考慮した場合で75.8%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	311	31	97	6.7	0.7	23.8	75.8
単身世帯	1,307	139	15	71	10.7	1.2	33.9	82.4
高齢者世帯	474	66	6	38	14.0	1.3	36.1	85.8
その他の世帯	833	73	9	34	8.7	1.1	31.7	78.9
2人以上世帯	3,367	172	16	26	5.1	0.5	13.0	62.0
高齢者世帯	416	14	1	5	3.4	0.3	24.8	81.2
母子世帯	33	18	4	8	55.5	11.6	31.1	68.3
その他の世帯	2,918	139	11	13	4.8	0.4	8.4	54.1

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

		総世帯数 A	最低生活費未済の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
		万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
最低生活費1	総数	1,317	69	7	12	5.2	0.5	14.5	64.0
	現役世帯	1,271	66	6	11	5.2	0.5	14.7	64.0
	大人1人	47	17	2	9	35.4	5.2	34.3	78.1
	大人2人以上	1,223	49	4	3	4.0	0.3	4.9	39.4
	非現役世帯	46	4	0.2	0.4	7.8	0.5	10.7	65.3
最低生活費2	総数	1,317	93	11	12	7.1	0.8	11.2	51.5
	現役世帯	1,271	89	11	11	7.0	0.8	11.2	51.3
	大人1人	47	19	4	9	40.8	8.0	31.1	69.8
	大人2人以上	1,223	70	7	3	5.7	0.6	3.5	26.8
	非現役世帯	46	4	0.3	0.4	8.2	0.7	10.3	57.1

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。
 (資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

3 国民生活基礎調査

- 最低生活費未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約597万世帯(12.4%)、資産を考慮した場合、約229万世帯(4.8%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の割合が最も高く、フロー所得のみの場合で63.1%、資産を考慮した場合で30.2%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で15.3%、資産を考慮した場合で32.1%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,802	597	229	108	12.4	4.8	15.3	32.1
単身世帯	1,198	238	104	81	19.9	8.7	25.4	43.7
高齢者世帯	439	106	44	44	24.2	10.1	29.5	50.0
その他の世帯	759	132	60	37	17.4	7.9	21.7	37.9
2人以上世帯	3,604	359	125	27	10.0	3.5	7.0	17.9
高齢者世帯	474	35	14	5	7.3	3.0	13.5	27.5
母子世帯	74	46	22	9	63.1	30.2	16.0	28.5
その他の世帯	3,056	278	88	13	9.1	2.9	4.4	12.7

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

	総世帯数 A	最低生活 費未済の 世帯 B	うち資産要 件を満た す世帯 C	被保護世 帯数 D	低所得世 帯率① B/A	低所得世 帯率② C/A	保護世帯 比① D/(B+D)	保護世帯 比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	1,256	154	54	12	12.2	4.3	7.4	18.7
現役世帯	1,145	141	50	12	12.3	4.3	7.8	19.2
大人1人	83	47	22	10	56.9	26.6	16.8	30.1
大人2人以上	1,062	94	28	2	8.8	2.6	2.4	7.7
非現役世帯	111	13	4	0.5	11.7	3.4	3.6	11.4

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

各種統計調査の比較

調査名	国民生活基礎調査 (厚生労働省)	全国消費実態調査 (総務省)	家計調査 (総務省)
調査目的	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること。	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること。	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること。
調査頻度	3年ごと(中間の各年は小規模調査を実施) ※直近の大規模調査はH18のデータについてH19に調査を行い、H21.3公表	5年ごと ※直近の調査はH21.9～11に調査を行い、H23.10までに順次公表見込み	毎月 ※直近の公表データはH21.10調査分(H21.11.27公表)
調査対象	世帯票・健康票287,807世帯 所得票・貯蓄票36,285世帯 (H19調査(大規模調査)) ※対象地区の全数調査	約57,000世帯 (H21調査) ※抽出調査	約9,000世帯 (H21.10調査) ※抽出調査
調査方法	配布調査 (「所得票」は聞き取り調査)	配布調査(家計簿の作成有り)	配布調査(家計簿の作成有り) (「世帯票」は聞き取り調査)
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、就業状況等(「世帯票」) ・ 所得の種類別金額、生活意識の状況等(「所得票」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計上の収入と支出に関する事項、主要耐久消費財等に関する事項、年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の家計上の収入及び支出(家計簿による調査) ・ 世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項等(「世帯票」) ・ 貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画(二人以上の世帯のみ)

生活保護基準未満の低所得世帯数の推計と今後の対応について

背景

- 生活保護の生活扶助等を合算した基準を最低生活費と仮定し、平成16年全国消費実態調査及び平成19年国民生活基礎調査から得られた個票データに照らして推計したところ、一定の資産の保有要件も考慮した場合、生活保護基準未満の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)が得られた。
- 今回推計した保護世帯比は、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)を表わすものではないが、こうした現状把握の指標として捉えるべき一つの数値が明らかになったことを踏まえた対応が必要。

※ 本推計の留意点

- ・ 統計データからは、保有する資産の評価額、親族からの扶養や稼働能力の有無など、受給要件を満たすかどうか判らないという技術的な問題があるため、いわゆる「捕捉率」を推計することはできない。

(注) 捕捉率とは、本来生活保護を受給できる方のうち実際に受給している方の割合をいう。

今後の対応

- 1 保護世帯比は、いわゆる漏給の割合を表わすものではないが、資産や稼働能力等を活用してもなお保護の要件を満たし、かつ、保護を受給する意思のある方が保護を受けられないことはあってはならないことであり、改めて、地方自治体に対しその旨を通知し、徹底していく。
- 2 また、この間、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットをはじめ生活保護以外の低所得者対策も講じているところであり、その一層の充実を図っていく。
- 3 今回と同様の調査を定期的に実施し、その動向を把握していく。

(参考) 次回調査年

- ・ 全国消費実態調査(5年ごと) 平成21年
- ・ 国民生活基礎調査・大規模年(3年ごと) 平成22年

7 生活保護受給者の自殺者数

生活保護受給者の自殺者数について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護受給者の自殺者調べの概要及び留意点

- 本調べは、平成19年1月1日～平成21年12月31日の3年間に生活保護受給中(停止中を含む)に自殺又は自殺と推定された死亡者(以下、「自殺者」という。)の状況をまとめたものである。
(注)自殺者とは、死亡診断書又は死体検案書若しくはケース台帳等から自殺又は自殺と推定される死亡者をいう。
- 平成22年1月21日に全国の自治体に依頼し、福祉事務所から都道府県本庁を通じて報告があったものを厚生労働省社会・援護局保護課において集計した。
- この調べは、毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告したものである。したがって、記憶の新しい直近年と比べて古い年次のデータには報告漏れがある可能性があり、年次推移を見る際にはこの点に留意する必要がある。
- 都道府県別の数値は、一都道府県当たりの件数が極めて少なく、結果が不安定であること、一個人の特定につながる可能性があることから公表は控える。

結果概要

- 生活保護受給者の自殺率は、平成19年で被保護人員10万対38.4、平成20年で同54.8、平成21年で同62.4となっており(注)、全国の自殺率よりも高い。
- その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患(うつ病、統合失調症、依存症)を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。(10ページ参照)

(注)年々増加傾向にあるが、この調べは毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告しているものであるため、記憶の新しい直近年と比べて過年度分には報告漏れがある可能性があるため、厳密には推移は分析できない。

	生活保護受給者		(参考)全国	
	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率
平成19年	577 人	被保護人員10万対 38.4	33,093 人	人口10万対 25.9
平成20年	843	54.8	32,249	25.3
平成21年	1,045	62.4	—	—

(注)自殺率は、人口(又は被保護人員)10万人当たりの自殺者数を示す。

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

1 自殺者総数

- 生活保護受給者の自殺者数は、平成19年577人、同20年843人、同21年1,045人であり、3年間の累計で2,465人である。
- 男女別にみると、男が65.6%、女が34.4%となっている(累計)。

被保護自殺者数

被保護自殺者		総数		
			男	女
平成19年	人数	577	380	197
	構成割合	100.0%	65.9%	34.1%
平成20年	人数	843	553	290
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%
平成21年	人数	1,045	683	362
	構成割合	100.0%	65.4%	34.6%
累計	人数	2,465	1,616	849
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%

(参考)被保護者数

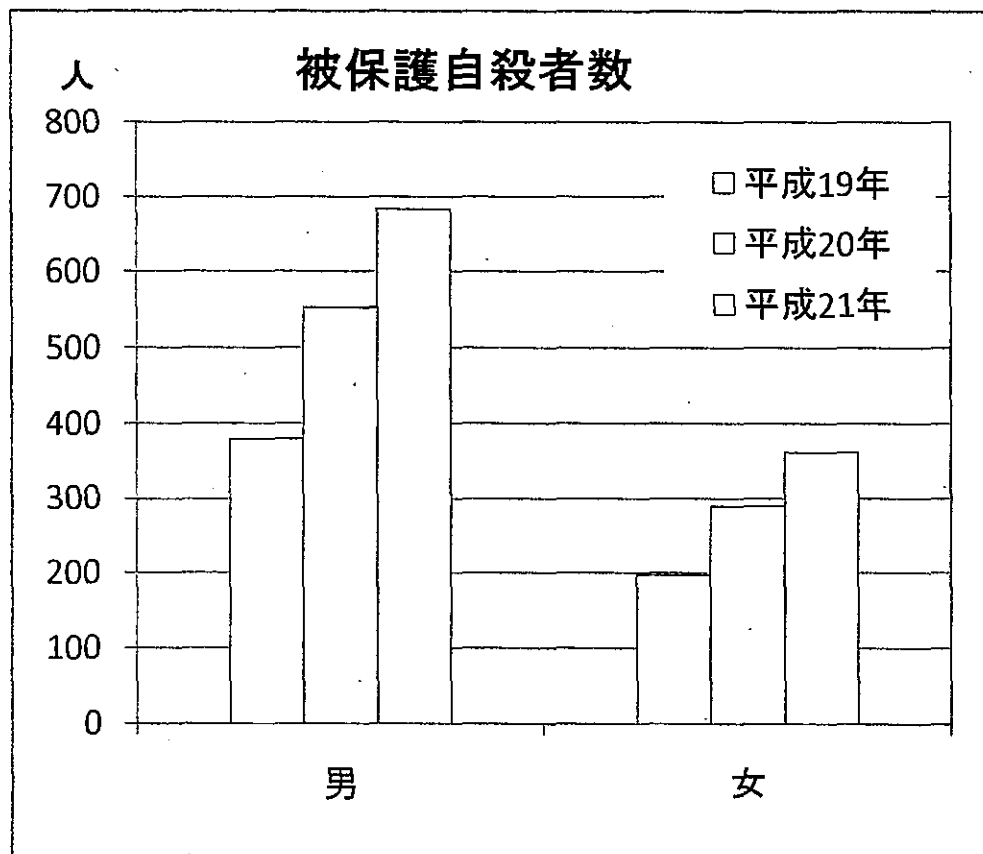
被保護者		総数		
			男	女
平成20年	人数	1,537,893	716,873	821,020
	構成割合	100.0%	46.6%	53.4%

資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

(参考)一般自殺者数

一般自殺者		総数		
			男	女
平成20年	人数	32,249	22,831	9,418
	構成割合	100.0%	70.8%	29.2%

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)



2 年齢階級別自殺者数

- 50歳代が全体の24.1%(累計)を占め、次いで60歳代(23.0%)、40歳代(17.4%)の順となっており、この傾向はほぼ3年間変わらない。
- また、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較しても、年齢階級別の順位は全く同じである。

年齢別被保護自殺者数

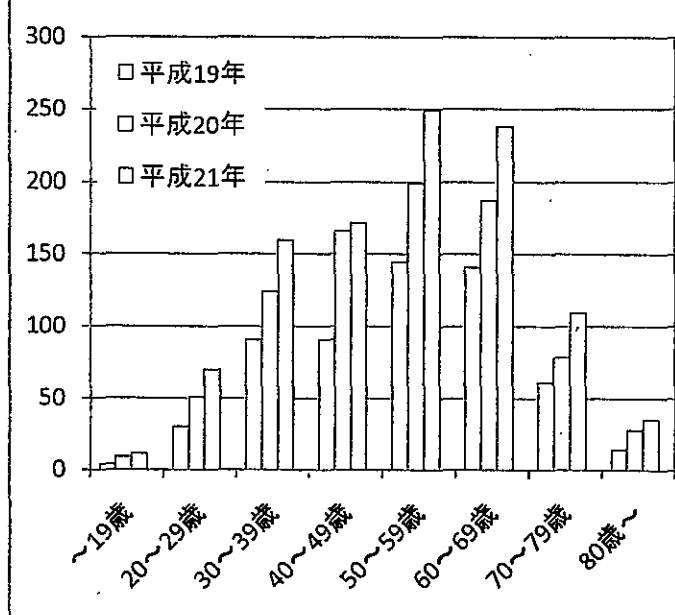
被保護自殺者		総数	年齢階級								
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数	577	4	30	91	91	145	141	61	14	-
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
累計	人数	2,465	24	151	375	429	593	566	250	77	-
	構成割合	100.0%	1.0%	6.1%	15.2%	17.4%	24.1%	23.0%	10.1%	3.1%	-

(参考)年齢別自殺者数

全自殺者		総数	年齢階級								
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%

資料：平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

年齢別被保護自殺者数



(参考) 年齢階級別自殺率

- 年齢階級別に自殺率をみると、20歳以上59歳以下で生活保護の自殺率が全国平均よりも高く、70歳以上になると全国平均よりも低くなっている。
- これは、自殺率の分母となる被保護者数のうち、20歳以上60歳未満では、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が高いことが原因と考えられる。

※精神疾患及び精神障害を有する被保護者の割合: 20歳未満 1.4%、20歳～59歳 33.7%、60歳以上 10.1%

(平成20年被保護者全国一斉調査(個別))

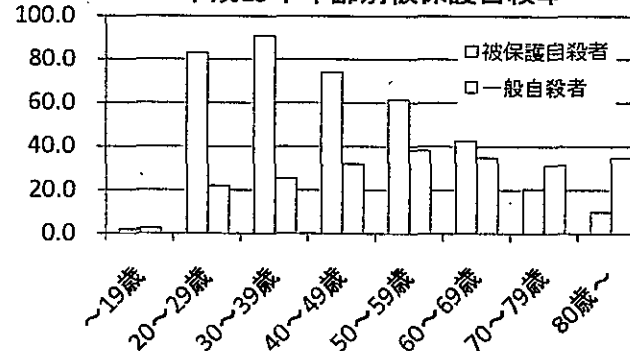
年齢別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数		577	4	30	91	91	145	141	61	14
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
	自殺率	38.4	1.7	83.0	91.0	74.2	61.6	42.4	20.6	9.9	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
	自殺率	54.8	3.8	139.2	123.5	127.5	87.5	54.6	25.2	18.8	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
	自殺率	62.4	4.3	162.6	142.6	112.4	103.1	62.9	33.3	21.9	-

注) 自殺率は、被保護人員10万人当たりの自殺者数を示す。被保護人員は、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

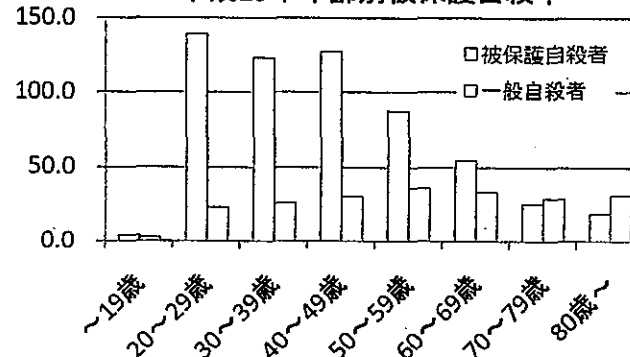
人/被保護人員10万人

平成19年年齢別被保護自殺率



人/被保護人員10万人

平成20年年齢別被保護自殺率



(参考) 年齢別自殺者数

全自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数		33,093	548	3,309	4,767	5,096	7,046	5,710	3,909	2,488
	構成割合	100.0%	1.7%	10.0%	14.4%	15.4%	21.3%	17.3%	11.8%	7.5%	0.7%
	自殺率	25.9	2.3	22.0	25.4	31.9	38.1	35.0	31.3	34.9	-
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%
	自殺率	25.3	2.6	23.3	26.1	30.7	36.0	33.7	29.2	31.4	-

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

注) 自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す。

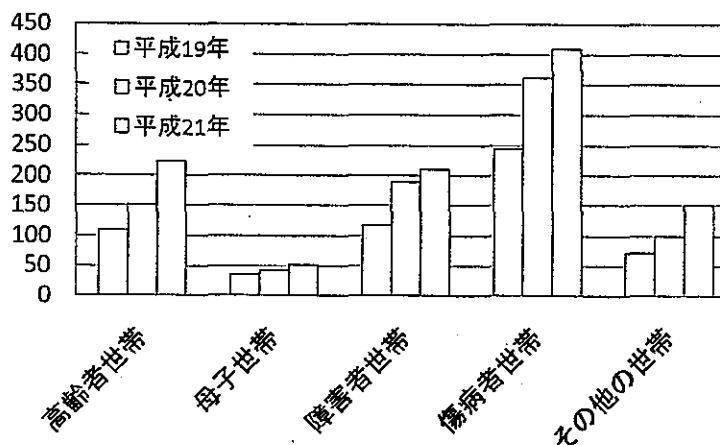
3 世帯類型別自殺者数

・ 自殺者が属していた被保護世帯を世帯類型別にみると、傷病者世帯が最も多く、3年間累計で1,016人(41.2%)、次いで障害者世帯516人(20.9%)、高齢者世帯483人(19.6%)となっている。

世帯類型別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	世帯類型				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成19年	人数	577	109	35	117	245	71
	構成割合	100.0%	18.9%	6.1%	20.3%	42.5%	12.3%
平成20年	人数	843	151	42	189	361	100
	構成割合	100.0%	17.9%	5.0%	22.4%	42.8%	11.9%
平成21年	人数	1,045	223	52	210	410	150
	構成割合	100.0%	21.3%	5.0%	20.1%	39.2%	14.4%
累計	人数	2,465	483	129	516	1,016	321
	構成割合	100.0%	19.6%	5.2%	20.9%	41.2%	13.0%

世帯類型別被保護自殺者数



(参考) 世帯類型別被保護者数

被保護者		総数	世帯類型				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成20年	人数	1,536,210	582,030	243,790	209,950	336,810	163,630
	構成割合	100.0%	37.9%	15.9%	13.7%	21.9%	10.7%

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されているか、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 「母子世帯」は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。
 「障害者世帯」とは、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯をいう。
 「傷病者世帯」とは、世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯又は世帯主が傷病のため働けない世帯をいう。
 「その他の世帯」とは、上記以外の世帯をいう。

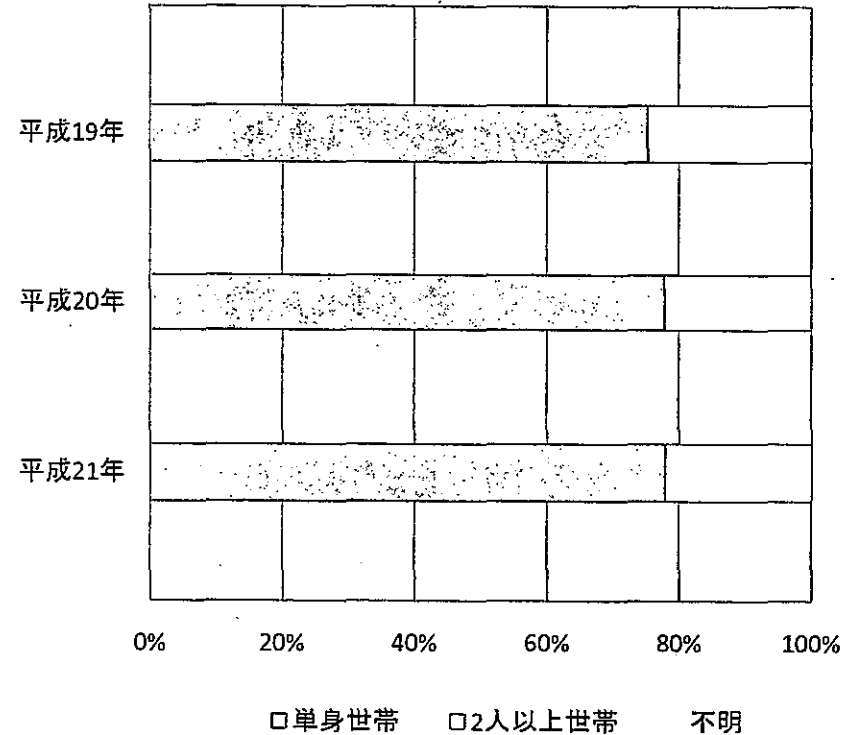
4 世帯人員別自殺者数

- 自殺者が属していた被保護世帯を世帯人員別にみると、単身世帯が多く、3年間累計で1,902人(77.2%)となっている。また、この割合は、ほぼ3年間変わらない。

世帯人員別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	世帯人員別		
			単身世帯	2人以上世帯	不明
平成19年	人数	577	434	143	-
	構成割合	100.0%	75.2%	24.8%	0.0%
平成20年	人数	843	655	187	1
	構成割合	100.0%	77.7%	22.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	813	232	-
	構成割合	100.0%	77.8%	22.2%	-
累計	人数	2,465	1,902	562	1
	構成割合	100.0%	77.2%	22.8%	0.0%

世帯人員別被保護自殺者数の割合



(参考)世帯人員別被保護世帯数及び被保護者数

被保護者		総数	世帯人員別	
			単身世帯	2人以上世帯
平成20年	世帯数	1,113,283	838,647	274,636
	構成割合	100.0%	75.3%	24.7%
	人数	1,537,893	838,647	699,246
	構成割合	100.0%	54.5%	45.5%

資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

5 自殺の原因・動機別割合

- 自殺の原因・動機が明らかな者について、自殺の原因、動機(複数回答3つまで)を見ると、「健康問題」が最も多く、3年間の累計で785件(59.7%)、次いで「その他」395件(30.1%)、「経済・生活問題」207件(15.8%)となっている。
- 調査手法が異なるため厳密な比較はできないが、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較すると、「経済・生活問題」、「勤務問題」が少なく、「その他」が多くなっている。

被保護自殺者の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

被保護自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成19年	人数	305	39	190	44	2	17	1	80
	構成割合	100.0%	12.8%	62.3%	14.4%	0.7%	5.6%	0.3%	26.2%
平成20年	人数	448	66	271	71	5	24	5	132
	構成割合	100.0%	14.7%	60.5%	15.8%	1.1%	5.4%	1.1%	29.5%
平成21年	人数	561	78	324	92	5	27	3	183
	構成割合	100.0%	13.9%	57.8%	16.4%	0.9%	4.8%	0.5%	32.6%
累計	人数	1,314	183	785	207	12	68	9	395
	構成割合	100.0%	13.9%	59.7%	15.8%	0.9%	5.2%	0.7%	30.1%

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(参考)全国の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

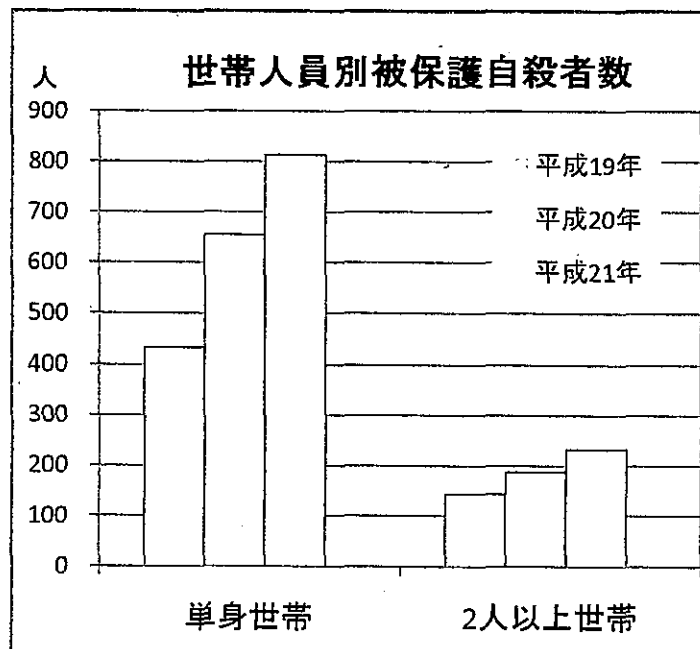
一般自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成20年	人数	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538
	構成割合	100.0%	16.7%	64.5%	31.5%	10.3%	4.7%	1.6%	6.5%

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(その他の例)

- 家族の死亡等による孤独感
- 家族、知人から誹謗中傷されるなど人間関係の悩み
- 騒音問題など近隣住民とのトラブル
- 精神病院入院中、一時退院中又は退院直後に衝動的に自殺



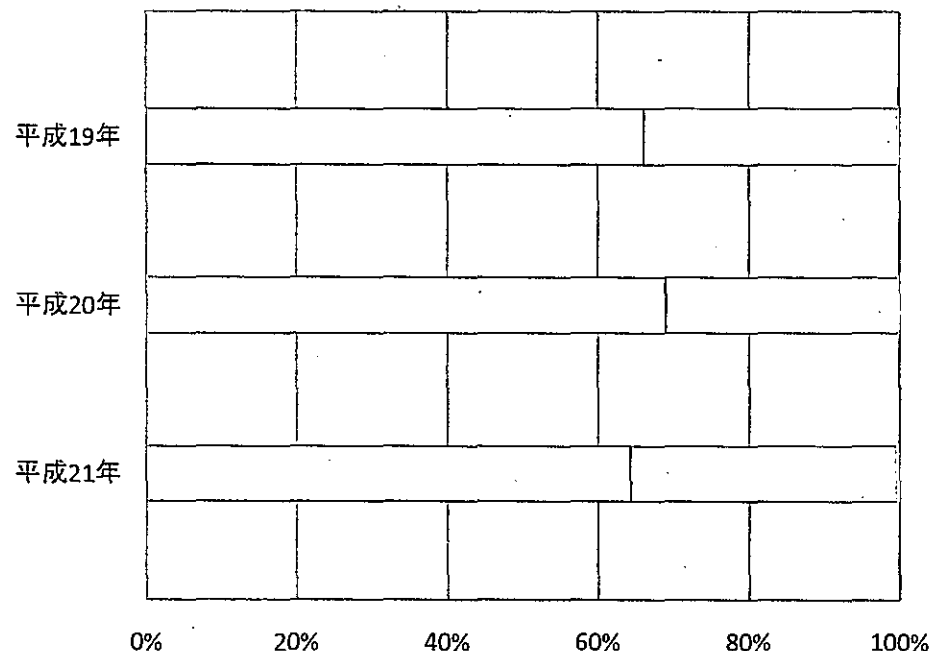
6 精神疾患の有無別自殺者数

- 自殺者のうち精神疾患を有する者が多く、3年間の累計で1,633人(66.2%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。
- なお、被保護者数に占める精神疾患及び精神障害を有する者の割合は16.4%であるのに対し、全人口に占める推定精神疾患患者の割合は2.5%となっている。

精神疾患の有無別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数			
			有	無	不明
平成19年	人数	577	381	194	2
	構成割合	100.0%	66.0%	33.6%	0.3%
平成20年	人数	843	581	260	2
	構成割合	100.0%	68.9%	30.8%	0.2%
平成21年	人数	1,045	671	369	5
	構成割合	100.0%	64.2%	35.3%	0.5%
累計	人数	2,465	1,633	823	9
	構成割合	100.0%	66.2%	33.4%	0.4%

精神疾患の有無別被保護自殺者数の割合



(参考)精神疾患及び精神障害の有無別被保護者数

被保護者		総数		
			有	無
平成20年	人数	1,536,210	251,310	1,284,900
	構成割合	100.0%	16.4%	83.6%

資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)全国の推定精神疾患患者数 (千人)

全人口		総数		
			有	無
平成20年	人数	127,692	3,233	124,459
	構成割合	100.0%	2.5%	97.5%

資料:平成20年患者調査、総務省推計人口(平成20年10月1日現在)

7 保護開始理由別自殺者数

・保護開始時の理由をみると、「世帯主の傷病(精神)」が最も多く、3年間の累計で1,049人(42.6%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。

保護開始理由別被保護自殺者数

被保護自殺者	総数	世帯主の傷病(精神)	世帯主の傷病(その他・不明)	世帯員の傷病(精神)	世帯員の傷病(その他・不明)	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業・定年・自己都合	失業・勤務先都合(解雇等)	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
		平成19年	人数	577	245	149	13	10	-	-	8	10	6	22	2	9	2	56	8
	構成割合	100.0%	42.5%	25.8%	2.3%	1.7%	-	-	1.4%	1.7%	1.0%	3.8%	0.3%	1.6%	0.3%	9.7%	1.4%	6.2%	0.2%
平成20年	人数	843	371	223	17	10	2	-	10	17	13	22	2	14	4	95	7	35	1
	構成割合	100.0%	44.0%	26.5%	2.0%	1.2%	0.2%	-	1.2%	2.0%	1.5%	2.6%	0.2%	1.7%	0.5%	11.3%	0.8%	4.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	433	238	26	16	5	1	22	28	25	44	4	20	7	106	15	53	-
	構成割合	100.0%	41.4%	22.8%	2.5%	1.5%	0.5%	0.1%	2.1%	2.7%	2.4%	4.2%	0.4%	1.9%	0.7%	10.1%	1.4%	5.1%	-
累計	人数	2,465	1,049	610	56	36	7	1	40	55	44	88	8	43	13	257	30	124	2
	構成割合	100.0%	42.6%	24.7%	2.3%	1.5%	0.3%	0.0%	1.6%	2.2%	1.8%	3.6%	0.3%	1.7%	0.5%	10.4%	1.2%	5.0%	0.1%

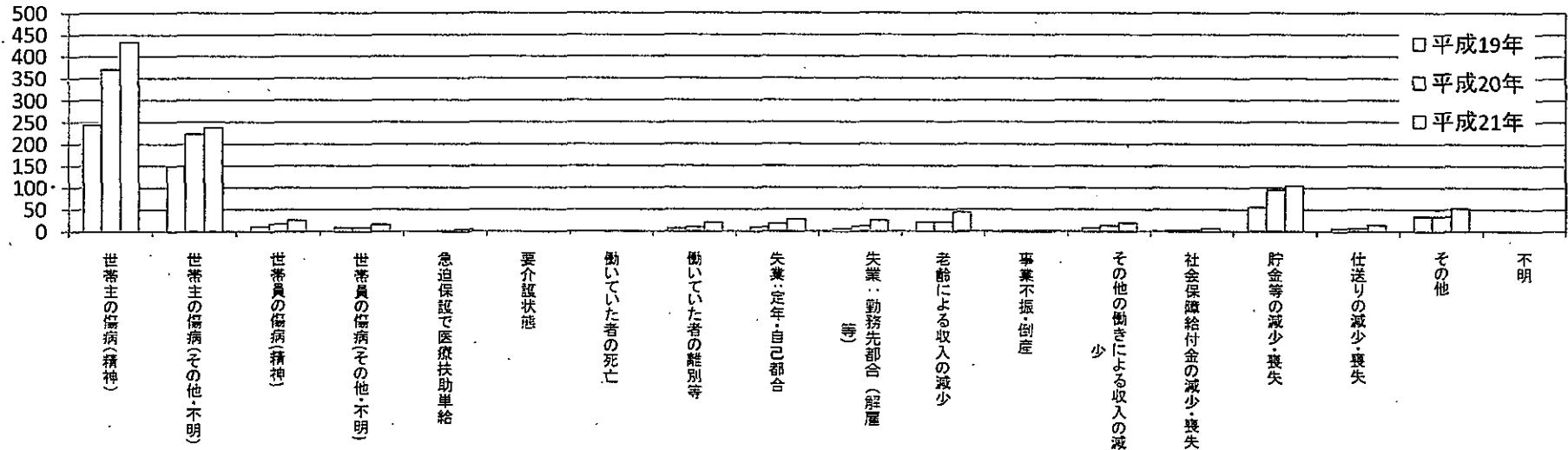
(参考)保護開始理由別被保護者数

被保護者	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業・定年・自己都合	失業・勤務先都合(解雇等)	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
		平成20年	世帯	16,310	6,567	271	1,605	84	54	602	543	362	769	121	766	203	2,842
	構成割合	100.0%	40.3%	1.7%	9.8%	0.5%	0.3%	3.7%	3.3%	2.2%	4.7%	0.7%	4.7%	1.2%	17.4%	3.3%	6.0%

資料：福祉行政報告例

人

被保護自殺者の保護開始理由



生活保護受給者の自殺防止対策

背景

平成22年1月に全国の自治体に対し行った生活保護受給者の自殺調査の結果、被保護者の自殺率は全国の自殺率に比べて高いという結果であった。その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。

今後の対応

- 1 継続的に調査を実施する。
 - ① 平成22、23年は、同様の調査を実施する。
 - ② 平成24年以降は、「生活保護業務データシステム」の調査事項に登録し、統計数値として管理することを検討する。
- 2 予算措置を含め、以下の対応を検討する。
 - ① 福祉事務所における精神保健福祉士等の専門家を増配置し、相談・支援体制を充実する。
 - ② 一定の救護施設※等に精神保健福祉士を配置し、その施設機能を活用した在宅の精神障害者対策(ショートステイ、通所)を拡充することにより在宅生活の維持の支援するとともに、地域の団体及び関係機関等との連携を図る「地域ネットワーク事業」を構築することにより在宅の精神障害者の自殺防止対策を充実する。

※ 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設(生活保護法第38条第1項第1号)。平成20年度で全国187か所。

精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体の取組例

- 福祉事務所において、精神疾患のある被保護者の自立支援を行っている専門職員(嘱託等)は、平成21年12月末現在で150名(精神保健福祉士59名、社会福祉士41名、保健師14名、看護師7名、その他(心理士、福祉事務所OB、施設職員など)29名)
- 生活保護の実施主体861のうち、94の実施主体に配置されている
- 居宅に訪問して行う相談・通院・服薬に関する支援や、病院と連携して行う退院支援を行っている自治体が多い
- 平成21年4月から12月では、全国で3,929名に対して支援を行い、1,528名が一定の成果を得た(各自治体の評価基準による)
- セーフティネット支援対策等事業費補助金により、上記専門職員の配置について国庫補助10/10の支援を行っている

➤ しかし、精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体は少ないため、今後、全国会議やブロック会議等の様々な機会を通じて、各地方自治体に対して、精神疾患のある被保護者を支援する専門職員の配置を働きかける。

東京都江東区 日常生活の支援

対象

精神病を患い、通院・内服を守らないといった日常生活に問題を抱えている被保護者

支援内容

専門の支援員が面接や訪問を実施するとともに、必要に応じて通院の同行や保健所・作業所・児童相談所等とのカンファレンスに参加するなどして自立支援方針を策定し、支援対象者の生活の安定、治療の専念を目指す

支援結果

20年度 対象者:67名 達成者:18名(精神科通院・内服等が守られ、日常生活が安定し、支援の目標を達成したと判断された者)

東京都江戸川区 退院促進の支援

対象

精神障害で入院中の被保護者のうち、病状が安定し地域生活での受け入れ条件が整えば退院可能である者

支援内容

医療機関と連携し、病状把握、本人の退院意欲、社会資源(グループホームなどの退院先)の確保に向けての調整を行う

支援結果

20年度 対象者:24名 達成者:7名(退院により居宅生活及び施設入所した者)

東京都江戸川区 ひきこもり改善の支援

対象

引きこもり状態にある被保護者

支援内容

支援対象者の生活状況、家庭環境、ひきこもりに至った原因等を把握し、関係機関(保健所、作業所等)と連携するとともに、保護者や本人との面接を行うなど継続した支援を行う

支援結果

20年度 対象者:15名 達成者:2名(社会的な適応能力を回復し社会参加・生活の自立ができた者)

奈良県五條市 社会生活の意欲向上支援

対象

在宅生活において、精神疾患特有の社会生活能力低下などが原因により、社会生活への意欲が減退している者

支援内容

訪問・面接によるきめ細かな支援を行い、少しでも社会生活における意欲が向上するよう精神的な励まし等を行うなどの方法により支援し、日常生活の自立・社会生活の自立を目指す

支援結果

20年度 対象者:1名 達成者:1名(意欲向上により、支援が必要なくなったと判断された者)

8 住宅手当制度

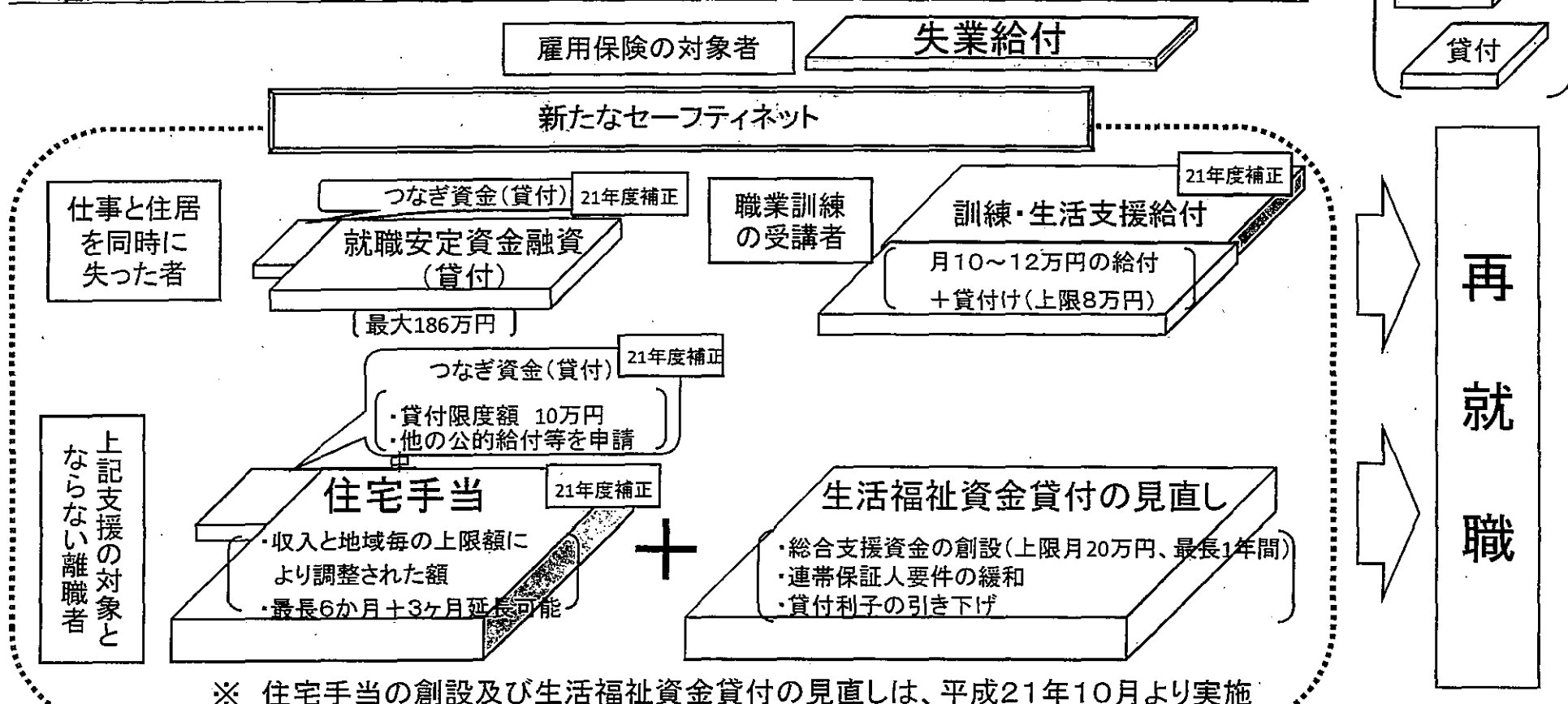
○ 住宅手当の創設と生活福祉資金の見直しについて

現状

- 雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者等が生じていることから、住宅・生活支援の資金貸付(就職安定資金融資)、雇用促進住宅の活用、雇用調整助成金の拡充、雇用保険法の改正等を行ってきたところ。
- 住居の状況については、平成20年10月から21年3月までに雇い止めとなり、住居状況の確認ができた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

- 雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



※ 住宅手当の創設及び生活福祉資金貸付の見直しは、平成21年10月より実施

住宅手当制度の概要

(1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

(2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合

- ①現在、住居がない方
- ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

(3)支給要件

①収入要件

	平成22年3月まで	平成22年4月以降
単身世帯	月収8.4万円以下	月収約13.8万円(※)未満
2人世帯	月収17.2万円以下	変更なし(月収17.2万円以下)
3人以上世帯	月収17.2万円以下	月収約24.2万円(※)未満

(※)上限額は、東京都区市、横浜市等の場合で、地域により異なる。

②資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

③就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。

(4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

(5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

①単身世帯の支給額

	月収8.4万円以下	月収8.4万円を超える収入
東京都の1,2級地	53,700円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-84,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限</small>
大阪府の1,2級地	42,000円を上限	
鹿児島県の3級地	24,200円を上限	

②複数世帯の支給額

	月収17.2万円以下	月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ)
東京都の1,2級地	69,800円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-172,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限</small>
大阪府の1,2級地	55,000円を上限	
鹿児島県の3級地	31,500円を上限	

(6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

(7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置

(8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。

平成21年度第2次補正予算により、さらに約1,250名増配置。(1,250名→2,500名)

住宅手当緊急特別措置事業実績

	申請件数 (人)	支給決定者数 (人)	就職者数 ^(※) (人)
平成21年 10月分	3,476	1,722	40
平成21年 11月分	3,580	2,729	110
平成21年 12月分	4,462	3,499	163
平成22年 1月分	4,723	3,733	279
平成22年 2月分	4,629	3,847	416
平成22年 3月分	4,941	4,211	538
計	25,811	19,741	1,546

※ 雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの
各月の末時点において、当該月の間に就職した者の数を合計したもの

住宅手当緊急特別措置事業実績

(平成21年10月分～平成22年3月分)

	申請件数	支給決定数	就職者数
北海道	162	162	6
青森県	84	62	6
岩手県	36	30	10
宮城県	40	29	0
秋田県	21	18	5
山形県	165	139	15
福島県	214	173	13
茨城県	360	299	37
栃木県	156	115	7
群馬県	389	291	39
埼玉県	1,093	864	46
千葉県	674	487	25
東京都	4,001	2,697	133
神奈川県	436	306	32
新潟県	63	62	6
富山県	57	48	5
石川県	140	112	4
福井県	145	122	4
山梨県	84	61	7
長野県	270	231	34
岐阜県	247	202	21
静岡県	994	766	85
愛知県	580	451	46
三重県	387	287	19
滋賀県	336	266	16
京都府	113	92	4
大阪府	1,068	777	66
兵庫県	439	338	36
奈良県	90	74	4
和歌山県	19	15	3
鳥取県	62	55	11
島根県	38	30	1
岡山県	51	41	8
広島県	104	93	13
山口県	133	111	4
徳島県	83	71	17
香川県	18	15	0
愛媛県	25	16	0
高知県	14	9	5
福岡県	260	215	27
佐賀県	112	95	19
長崎県	100	59	6
熊本県	122	91	11
大分県	44	31	4
宮崎県	12	8	2
鹿児島県	16	14	1
沖縄県	410	250	27
札幌市	904	704	35
仙台市	160	141	10
さいたま市	136	103	3
千葉市	192	136	8

横浜市	633	481	14
川崎市	227	161	22
相模原市	150	133	11
新潟市	74	82	0
静岡市	194	127	9
浜松市	426	341	11
名古屋市	216	171	16
京都市	349	346	24
大阪市	1,261	979	88
堺市	498	326	9
神戸市	442	313	17
岡山市	93	91	0
広島市	120	90	2
北九州市	228	192	14
福岡市	759	507	40
旭川市	112	93	7
函館市	64	46	4
青森市	116	94	12
盛岡市	46	36	0
秋田市	64	59	5
郡山市	86	86	4
いわき市	77	64	10
宇都宮市	68	47	10
前橋市	32	30	9
川越市	76	60	4
船橋市	157	134	10
柏市	29	28	0
横須賀市	56	47	4
富山市	118	97	9
金沢市	242	220	12
長野市	93	78	16
岐阜市	99	68	5
豊橋市	271	269	9
豊田市	19	16	2
岡崎市	126	105	7
大津市	53	39	0
高槻市	163	117	5
東大阪市	167	111	4
姫路市	212	177	12
西宮市	71	61	0
尼崎市	421	387	10
奈良市	8	6	0
和歌山市	21	14	1
倉敷市	95	73	14
福山市	98	87	2
下関市	45	38	0
高松市	104	84	10
松山市	82	58	16
高知市	89	87	12
久留米市	18	19	0
長崎市	144	66	21
熊本市	312	265	61
大分市	51	43	1
宮崎市	118	85	9
鹿児島市	59	43	6
合計	25,811	19,741	1,546

9 ナショナルミニマム研究会

ナショナルミニマム研究会について

1. 目的

すべての社会保障制度の出発点となるナショナルミニマムの考え方を整理するため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を開催する。

2. 開催状況

第1回 (12月11日) 生活保護の母子加算について (※ 生活保護実態調査暫定報告)

第2回 (12月16日) ナショナルミニマムの基本的考え方について

第3回 (1月15日)

第4回 (1月27日)

第5回 (2月15日)

第6回 (3月4日)

第7回 (3月23日)

第8回 (4月9日)

第9回 (5月10日)

ナショナルミニマムの考え方について (委員からの発表)

ナショナルミニマムについて等 (これまでの議論の整理)

3. 構成員

雨宮 処凛 作家・反貧困ネットワーク副代表

岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授

貝塚 啓明 東京大学経済学部特任教授、
財務省財務総合政策研究所名誉所長

菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授

神野 直彦 関西学院大学人間福祉学部教授

竹下 義樹 弁護士

橘木 俊詔 同志社大学経済学部教授

湯浅 誠 反貧困ネットワーク事務局長